

意見書の要旨

八王子都市計画用途地域（子安町三丁目地区）の変更に係る都市計画の案を令和2年3月2日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、1通（1名）の意見書の提出があった。意見書の要旨及び八王子市の見解は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	八 王 子 市 の 見 解
八王子都市計画用途地域	<p>1 防災機能に関する意見</p> <p>当計画内容は、防災機能ということばは確認できるが、単なる一時避難場所としか思えず、防災機能を有しているとは言い難い内容である。</p> <p>大災害時には、指定避難場所に人が溢れ、水、食料、トイレ等とともに避難場所が不足することは想像に難くない。当対象地のように市街地に近く、広大な敷地を防災対応として有効活用できることは、またとない機会である。</p> <p>早期の対応が望ましいが、数年をかけ八王子市の防災に対する姿勢をより明確に示し、現状でできる限り充実した防災機能が織り込まれた計画としてほしい。</p> <p>具体的な方策については、平成28年（2016年）1月1日の「八王子市医療刑務所移転後用地活用計画（素案）」に対し私が投稿したパブリックコメントも確認してほしい。</p> <p>また、このまま、計画どおりに実施するのであれば、なぜ機能を持たなくてよいとの考えに至ったのか示してほしい。</p> <p>「八王子市医療刑務所移転後用地活用計画（素案）」向けパブリックコメントより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災公園の提案には賛成。周辺の小中学校が避難場所となっているが、被害の大きさによっては、場所、備蓄品など様々な面で充分とは言えない。 ・ 一時避難場所に留まらず、本格的な防災拠点としてほしい。 ・ 地下に防災用の水、食料、毛布、簡易トイレなどを備蓄してほしい。 ・ ヘリポートを設けてほしい。 	<p>1 防災機能に関する意見</p> <p>本市では、平成31年（2019年）3月に、本地区に計画している「集いの拠点」の整備等についての基本的な考えを示した「八王子駅南口集いの拠点整備基本計画」（以下「整備基本計画」という。）を策定しております。</p> <p>整備基本計画では、中心市街地に近接する大規模用地である特性を活かし、多様なにぎわい・交流を生み出すとともに、災害時の一時的な避難スペースとするために、まとまった広場を確保し、災害活動支援等、災害発生時のために備える、などとしております。また、施設配置にあたっての配慮事項・留意点等では、「防災機能を持つ公園としての災害時の利用のしやすさ」として、緊急車両の駐車場や災害時ヘリコプター臨時離着陸場（平常時は広場等として利用）として機能する、活動等に必要空間が確保でき、インフラ・資器材（上下水、災害用トイレ、電源、炊事等）が備えられる、などとしております。</p> <p>この整備基本計画の実現に向け、今回、都市計画公園を定めるものです。</p> <p>また、子安町三丁目地区地区計画では、都市計画公園として決定しない「公共施設誘導地区」の土地利用の方針を、公園と連携した防災機能の強化に資する医療施設等の公共公益施設の立地、誘導を図ることとしております。</p> <p>これらの上位計画や今回定める都市計画公園及び地区計画に基づき、学び、憩い、交流の創出とともに、地域の防災性の強化に寄与する機能を持った公園の整備等を進めてまいります。</p> <p>なお、備蓄倉庫等、具体的な防災機能については、関連計画を踏まえ、検討を進めてまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none">• 周辺の病院との連携も考慮して、多摩地区の防災拠点の一つとしてほしい。• 防災拠点の機能を保つ意味でも、資金面からも、箱物を建てることは、極力避けてほしい。	
--	--	--